

平成20年10月28日
報道発表資料

任意継続被保険者保険料の納付に係るトラブル等について

平成20年10月28日
全国健康保険協会

1. 任意継続被保険者の保険料のコンビニエンスストアでの納付に係るトラブル

(1) 概要

全国健康保険協会においては、任意継続被保険者の保険料の納付についてコンビニエンスストアでの納付を開始しましたが、10月分保険料の納付期限（10月15日）までにコンビニエンスストアで保険料を収納した情報の一部を協会が受けとる前に、コンビニエンスストアで保険料を納付された方にも、資格喪失通知を送付していました。（任意継続被保険者は、法律上、納付期限までに納付がない場合には、資格を喪失することとなっています。）

保険料を納付された方からの通報により、上記の事実を認識するに至りましたが、この原因は、納付期限日における収納情報の送信の取扱いに関して、協会本部及び収納代行機関における確認が十分でなかったことによるものと考えています。

コンビニエンスストアで保険料を納付したにもかかわらず資格喪失通知を送付した方の数は、1255名となっています。

被保険者の皆様には、ご迷惑をおかけしまして、心からお詫び申し上げます。

(参考)

- ・資格喪失通知書を送付した支部：29支部（青森、宮城、山形、福島、茨城、群馬、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、和歌山、島根、広島、山口、徳島、愛媛、高知、佐賀、熊本、大分、鹿児島、沖縄）

(2) 対応

上記により、保険料を納付されたにもかかわらず資格喪失通知を送付した方については、本日から、個々にお電話又はお手紙でお詫びを申し上げるとともに、直ちに資格喪失処理を取り消します。

2. システム上の取扱いに係るトラブル

(1) 概要

任意継続被保険者の保険料の収納データについては、経理システムで収納代行機関からのデータの受信後、健康保険業務システムへ取り込み処理を行っていますが、健康保険業務システムでは、データの取り込み後、9営業日でデータが自動的に削除されていました。このようなシステム上の取扱いについて、協会において十分な認識を持っていなかったため、保険料を納めていながら、健康保険業務システム上のデータが消失した方(40名)について、資格喪失通知を送付していました。

保険料を納付された方からの通報により、上記の事実を認識するに至りましたが、このようなシステム上の取扱いとした理由等について、現在、協会と開発業者の間で確認中です。

なお、経理システムにおいては収納データが保存されているため、健康保険業務システムからデータが消失した方は特定できています。

被保険者の皆様には、ご迷惑をおかけしまして、心からお詫び申し上げます。

(参考)

- ・資格喪失通知書を送付した支部：3支部(福島、福井、高知)

(2) 対応

上記により、保険料を納付されたにもかかわらず資格喪失通知を送付した方については、本日から、個々にお電話又はお手紙でお詫びを申し上げるとともに、直ちに資格喪失処理を取り消します。

3. 任意継続被保険者の保険料の口座振替に係る事務処理の誤り

(1) 概要

全国健康保険協会においては、任意継続被保険者の保険料の納付について口座振替を導入し、口座振替を希望される方には今月から申込みの受け付けを開始したところですが、4支部(北海道、岩手、岐阜、兵庫)において、計137人の被保険者の保険料分について口座振替に係る事務処理の誤りがあり、11月分については保険料の口座振替が行えないという事案がありました。

これは、口座振替に関するデータについて、上記の支部では本部への送信が遅れ、金融機関へのデータの登録が遅れたことによるものです。

被保険者の方々にはご迷惑をおかけいたしまして、心からお詫び申し上げます。

(参考)

【口座振替ができなかった件数】

北海道	：	34件
岩手	：	7件
岐阜	：	23件
兵庫	：	73件
合計	：	137件

※口座振替の申込件数は、総計852件。

(2) 対応

口座振替ができない方には、10月24日から、支部から電話やお手紙により、お詫びを申し上げます。11月分の保険料については従前どおり納付書により納めていただき、12月から口座振替による保険料納付となります。

今後、口座振替に係るデータの配信等の事務処理に関する点検を徹底することにより、再発防止を図ります。